

令和元年 第9回

甲斐市農業委員会議事録

令和元年9月27日

1 日 時 令和元年9月27日(金) 午後3時～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件
議案第37号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件

4 欠席委員 2番 祢津 豊 委員、3番 山本 重高 委員、4番 大木 久士 委員、
8番 雨宮 行比古 委員、10番 窪田 眞己 委員、17番 坂本 文尚 委員

5 議事録署名委員 5番 山本 修 委員、6番 飯室 公太郎 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 箭本 太
農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹
農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文
農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後3時43分

【事務局長】

それでは只今より第9回の総会を始めさせていただきます。
はじめに、あいさつを交わしたいと思いますので、ご起立をお願いします。
ます。

相互に礼。

ご着席ください。

続きまして、内藤副会長より開会のことばをお願いします。

【内藤副会長】

(あいさつ)

令和元年第9回の甲斐市農業委員会総会を開催致します。よろしくお
願い致します。

【事務局長】

ありがとうございました。
続きまして、会長よりご挨拶をいただきます。
今村会長よろしく申し上げます。

【議長（会長）】

(あいさつ)

それでは議長の席に座らせていただき、議事を進めて参りたいと思
います。

本日の出席委員は13人です。定足数に達しておりますので直ちに会
議を開きます。

(日程第1
議事録署名委員の
指名)

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、5番山本委員と6番飯室委員を指名致します。

(日程第2
会期の決定)

<p>【議長】</p>	<p>日程第2、会期の決定を致します。 本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>【議長】</p>	<p>異議がありませんので、本日1日と決定致します。</p>
<hr/>	
<p>(日程第3議事)</p>	
<p>(報告第19号)</p>	
<p>【議長】</p>	<p>それでは次の議事に移ります。 報告第19号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。 事務局に番号15番の説明を求めます。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>はい、議長。 資料1ページをお願いします。農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。 番号15番、住宅地図は1ページをお願いします。 ●●番地、地目畑、面積554㎡を、●●番地、●●さんが自己用住宅にするための届け出が出ています。 説明は以上になります。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局の説明は以上でございます。 この案件につきましては報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。 質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がないようですので、本件の報告を終了致します。</p>
<hr/>	
<p>(報告第20号)</p>	
<p>【議長】</p>	<p>次の議事に移ります。報告第20号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を上程致します。 事務局に番号34番～36番及び39番～41番の説明を求めます。</p>

【事務局】

はい、議長。

資料 2 ページをお願いします。農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をいたしましたので報告します。

はじめに番号 34 番、地図は 2 ページをお願いします。

●●番地、地目田、面積 2.06 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地拡張のための届け出が出ています。これは追認案件で隣接の宅地の測量の結果、判明したものです。

続きまして番号 35 番、住宅地図は 3 ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積 987 m²を、●●番地、●●さん他 2 名が、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲 4 区画にするための届け出が出ています。

続きまして、番号 36 番、住宅地図は 4 ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積 167 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、駐車場にするための届け出が出ています。

続きまして、次のページ 3 ページをお願いします。番号 39 番、住宅地図は 5 ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積 11 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地拡張のための届け出が出ています。これは追認案件で、道路拡張に伴い残地を宅地の一部として使用していたためです。

続きまして、番号 40 番、住宅地図は 6 ページをお願いします。

●●番地、地目田、面積 681 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地拡張のための届け出が出ています。●●さんは現在駐車場として使用していますので、追認案件として届け出が出ております。

続きまして、次のページ 4 ページをお願いします。番号 41 番、住宅地図は 7 ページです。

●●番地、地目田、面積 5.1 m²他 3 筆合計 225.1 m²を、●●番地、●●さんが、下へ行きまして、

●●番地、地目田、面積 11 m²を●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、自己用住宅にするための届け出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 35 号)

【議長】

次の議案に移ります。議案第 35 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 35 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 5 ページをお願いします。番号 35 番、住宅地図は 8 ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積 1,535 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、建売分譲にするための許可申請が出ています。

申請地は上下水道及び 2 つの公共施設等、幼稚園、クリニックがあり、第 3 種農地と判断することができます。一般基準につきましては、申請書に添付された事業計画書、資金証明書、開発行為許可申請書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。北側の原野 127 m²と南側の道を合わせた開発です。建売分譲 6 区画の計画で、敷地面積は 1 区画 207 m²～224 m²で、給排水は新設の上下水道本管に接続の予定です。

写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告でございますが、本来 4 番の大木委員にお願いをするところですが、今日は体調不良で欠席をしております。私も立ち会っておりますので、報告をさせていただきます。

排水等の関係も含めまして、特に問題はないと判断をしております。よろしくをお願いします。

次に石川推進委員に意見を求めます。

- 【石川推進委員】 推進委員の石川でございます。
只今の今村会長の報告のとおり問題はないと考えております。皆様のご審議の程をよろしく申し上げます。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)
- 【議長】 質問がないようですので、番号 35 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)
- 【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 36 番の説明を求めます。
- 【事務局】 はい、議長。
番号 36 番をお願いします。住宅地図は 9 ページをお願いします。
●●番地、地目畑、面積 92 m²他 3 筆、合計 1,046.68 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、建売分譲にするための許可申請が出ています。
申請地は上下水道及び 2 つの公共施設等、小学校、保育園があり、第 3 種農地と判断することができます。一般基準につきましては、申請書に添付された事業計画書、資金証明書、開発行為許可申請書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。
補足説明です。建売分譲 4 区画の計画で、敷地面積は 1 区画 241 m²～250 m²で、給排水は西側の上下水道本管に接続の予定です。
写真は北側から撮影したものです。説明は以上です。
- 【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、7 番矢崎委員をお願いします。
- 【矢崎委員】 7 番の矢崎です。
皆さんと一緒にまわれませんでしたので、19 日に現地を見に行ったの

ですが、特別問題はないと考えております。ご審議の程よろしくお願ひ
します。

【議長】 次に高山推進委員に意見を求めます。

【高山推進委員】 はい、推進委員の高山です。
矢崎委員と同じく問題はないと思いますので、よろしくお願ひしま
す。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 ないようでございますので、番号 36 番を許可相当とすることにご異
議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致しま
す。

続きまして、事務局に番号 37 番の説明を事務局お願ひします。

【事務局】 はい、議長。

資料 6 ページをお願ひします。番号 37 番、住宅地図 10 ページになり
ます。

●●番地、地目畑、面積 665 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、
●●さんに賃貸借により、駐車場にするための許可申請が出ています。

申請地は 10 アール未満の小集団農地で第 2 種農地と判断することが
できます。一般基準につきましては、申請書に添付された事業計画書、
資金証明書、駐車場の必要面積検討表、隣接耕作者の同意書などから問
題はないと考えられます。

補足説明です。賃借人は現在、申請地隣接を営業用車両等の駐車場と
して使用していますが、契約が切れるため、新規駐車場の確保が必要と
なったための申請です。

写真は西側から撮影したものです。説明は以上です。

- 【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告ですが、17番の坂本委員にお願いするところですが、本日欠席でございますので、内藤副会長にお願いします。
- 【内藤副会長】 はい、12番内藤です。
先般、18日に担当委員の坂本委員さん、内藤推進委員さん、事務局、会長、私で現地を確認してきました。(写真の)向こうに見える車のある所が先ほど事務局の説明があったように契約している駐車場で、2種農地で隣で前に道路もあって、借りる方からすれば最適な場所ではないかと思えますし、他に交通の便も考えても最高ではないかと思えます。よろしくご審議の程お願いします。
- 【議長】 次に内藤推進委員に意見を求めます。
- 【内藤推進委員】 推進委員の内藤です。
今、内藤農業委員さんの説明のとおり何の問題はないと思えます。よろしくお願いします。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。
- 【小宮山(敏)委員】 はい、15番小宮山です。
この地区は農業振興地域ですね。それでも2種農地なのでしょうか。
申請の出ている所は耕作放棄地で、右側の駐車場になっている所は雑種地になっているかどうかわからないけど、これは相続でここを持っているのですが、納税猶予を受けているが、耕作放棄地になっていて税務署の指導を受けている土地であるからどうなのかと、現状は造成してあるはずですが。
- 【事務局】 現在の駐車場は雑種地になっています。当該地は奥に少し柿が植えられています。手前はある程度造成されている状況です。
この周りは1種農地ですが、鎌田川を挟んでこの周辺のみが2種農地となっており、県にも確認をしております
- 【小宮山(敏)委員】 (写真の)左の部分は農地だが違反転用状態で農地ではない状態ではないか。
- 【事務局】 (写真の)左は昨年利用状況調査では違反転用状態で、今年の調査

でも違反転用としてチェックをしていくことになると思います。申請地は柿が数本植えられているので、農地ということで扱いをしております。

【小宮山(敏)委員】 柿を植えたということは、造成をされて草がボウボウになって、納税猶予で税務署から指導を受けたので、その後植えたのです。それで残っているのが南側に小さいのが2~3本という状況です。

【事務局】 利用状況調査では柿が植えられているので、農地としてみております。また隣は違反転用状態で今年の調査においても違反転用としてチェックをしていくことになります。

【小宮山(敏)委員】 これらの土地(駐車場、申請地、隣接の違反転用の農地)は皆兄弟で、平成の1桁に相続しているので、納税猶予はすでに終了していると思う。

【議長】 納税猶予の関係は良いですね。

【小宮山(敏)委員】 それはいいです。

【事務局】 来月、再度、現地の調査を行いまして、総会でお願いしたいと思ます。

【議長】 あらためて来月、現地調査ということでよろしく申し上げます。

それでは次の議案に移ります。

次の議案につきましては、●●さんに関する案件となりますので、●●さんにはしばらくの間、退席をお願いします。

(●●退席)

【議長】 それでは再開をします。
事務局に番号38番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
番号38番をお願いします。住宅地図11ページになります。
●●番地、地目田、面積360㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、

●●さんに、所有権移転により、自己用住宅にするための許可申請が出ています。

申請地は集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第3種農地と判断することができます。一般基準につきましては、申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書、土地改良区の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。平屋建て、建築面積は115㎡で、給排水は北側の上下水道本管に接続の予定です。

写真は北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。次に現地調査の報告ですが、私の担当区域でありますので報告をさせていただきます。

写真を見ていただくとわかると思いますが、この集落は●●の中にあリまして、手前が既に宅地で分譲されております。排水等を含めまして特に問題はないと考えております。よろしくご審議をいただきたいと思ひます。

次に保坂推進委員に意見を求めます。

【保坂推進委員】 推進委員の保坂です。
今村会長の報告のとおり問題はないと思ひます。よろしくお願ひします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 よろしいでしょうか。番号38番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

それでは●●さんの入室を認めます。

(●●入室)

【議長】 ●●さんにご報告を致します。番号 38 番は承認されました。お知らせをします。

(議案第 36 号)

【議長】 次の議案に移ります。議案第 36 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。
事務局に利用権設定の番号 40 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 7 ページをお願いします。

はじめに訂正をお願いします。番号が 1 となっておりますが、40 番に訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

番号 40 番、住宅地図は 12 ページと 13 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 1,469 m²、もう 1 筆が●●番地、地目畑、面積 819 m²、合計で 2 筆 2,288 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 1 年 3 か月間、新規に貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 5,000 円で、野菜の作付けを予定しています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。この案件につきましては利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 40 番を承認することに決定致します。

(議案第 37 号)

【議長】 次の議案に移ります。議案第 37 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件を上程致します。

事務局に番号 2 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 8 ページになります。住宅地図は 14 ページ、15 ページをお願いします。

番号 2 番、申請人は●●番地、●●さんで、●●番地、地目畑、面積が 209 m²他 5 筆、合計で 6 筆 2,326.78 m²、相続開始時期は平成 30 年 11 月 13 日からです。

申請者の父である被相続人が所有していた農地を遺産分割協議により取得し、引き続き営農していくための申請です。登記簿、公図、遺産分割協議書の添付があります。

写真につきましてはご覧のとおりになっておりまして、●●と●●の地区になっております。

説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

次に現地調査の報告につきまして、13 番小林委員をお願いします。

【小林委員】

13 番の小林でございます。納税猶予の申請について申し上げます。

ここは市街化区域でございます、このお宅は大規模農家ということで、あちこちに土地があり耕作していますが、昨年お父さんが亡くなりまして、今年納税猶予の申請ということです。本人は勤めていながら、土日は百姓で一生懸命耕作をしている状況でございます。1 枚だけは田んぼでコシヒカリを作って、一生懸命やっておりますし、あと畑は果樹や野菜等を作っております。何も問題はない農家でございますので、長男の跡継ぎが勤めをしながら納税猶予を受けるということで、いっぺんに相続税を払いきれないということで、納税猶予に踏み切ったようでございます。以上でございます。

【議長】

この申請の中に一番下段にあります、●●につきまして、4 番大木委員につきましては欠席でございますので、私も立ち会って見ておりますので報告をさせていただきます。

面積においては分かるとおり 4.78 (m²) で下り坂にあつて野菜を作るのに大変かなというのが実感ですが、やってもらえれば(納税)猶予になりますので、問題ないと思います。

それでは山田推進委員さんに意見を求めます。

【山田推進委員】

はい、推進委員の山田です。

先ほどの小林委員さんの言うとおりで。ご審議ください。

【議長】 次に●●地区は石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】 推進委員の石川でございます。
今村会長の報告のとおり問題はないと思います。

【議長】 ありがとうございます。
これより質疑に入ります。何か質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号2番を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を承認することに決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。
小宮山副会長より閉会のことばをお願い致します。

【小宮山副会長】 (あいさつ)

以上をもちまして閉会と致します。

午後3時43分 閉会